

はつが野1丁目・2丁目自治会
防犯専門委員会設置細則(060324)

(防犯専門委員会の設置)

第1条 はつが野1丁目・2丁目自治会会則第24条第2項及び会則27条の規定に基づき理事会の中に防犯専門委員会(以下「本専門委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本専門委員会は地域の防犯、防災、安全に関する活動を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 本専門委員会の委員は自治会班長若干名をもって構成する。

- 2 本専門委員会の委員長は防犯委員長があたる。
- 3 本専門委員の任期は1年とする。

(機能)

第4条 本専門委員会は第2条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 防犯灯の維持・管理
- (2) 夜警などの防犯活動
- (3) 緊急連絡網の整備
- (4) 防災に関する諸活動
- (5) その他防犯、防災、安全に関する事案全般

(附則)

この細則は平成18年4月1日から施行する。